

令和元年度第1回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 令和元年8月30日（金）

午後1時30分から2時10分

場所 役場合同委員会室

出席者

運営協議会委員 久米賢治、小林久枝、小林峰生、前田吉昭、酒井啓、
鈴木元春、長坂典子、溝口邦英、神谷喜美子

事務局 町長、健康福祉部長、保険医療課長、課長補佐兼保険年金係長、保険医療課主事、健康課長、成人保健係長

欠席者 山崎正夫、新美善民、石川求

事務局

みなさま、こんにちは。定刻となりましたので、令和元年度第1回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会を始めます。

本日は、大変お忙しい中、また足元の悪い中お集まりいただき、ありがとうございました。

先般、皆様には事前に了解をいただいておりますが、今年度5月31日をもって、委員の任期が満了となり、改めて6月1日から、3年間の任期で委員を委嘱させていただきますことになりました。

今回新しく委員になられた方は、保険医代表として、石川求委員、酒井啓委員の2名です。

引き続き委員をお願いしている皆様にも、よろしくお願い申し上げます。
なお、委員委嘱の辞令を、お席に配付させていただきましたので、よろしくお願いします。また、新たな委員の方には、国民健康保険必携を用意いたしましたので、ご一読いただき、ご活用ください。

本日は、山崎正夫委員、新美善民委員、石川求委員の3名が欠席であります。

それでは、新たな委員様もお見えですので、簡単に自己紹介をお願いします。

各委員

各自自己紹介

事務局

ありがとうございました。

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

事務局

各自自己紹介

事務局

以上、事務局です。よろしくお願いいたします。

先ほどお伝えしましたが、本日は、山崎正夫委員、新美善民委員、石川求委員の3名が欠席で、本日の出席委員数は9名です。

東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条の規定による定数に達しておりますので、本会議の成立することを確認します。

また、東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱により、本会議も公開となります。

本日の傍聴者は1名です。この会議に傍聴の申し出があり、東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱第6条により、傍聴人の氏名の届け出があり、許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。要綱の第8条を遵守して、傍聴してください。

なお、会議録につきましては、氏名を伏せてホームページにて公開します。そのため録音させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

まず、会議の開催に当たり配付資料の確認をさせていただきます。事前に郵送いたしました「次第」、「委員名簿」、右肩に「資料1」と記載されたA4両面印刷の物が3枚と片面印刷の物が1枚、「資料2」と記載されたA4両面印刷の物が2枚と片面印刷の物が1枚、「資料3」と記載されたA4両面印刷の物が1枚でございます。足りない資料はございませんか。それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

はじめに、神谷町長から、挨拶を申し上げます。

神谷町長

～あいさつ～

事務局

続きまして、次第2の会長の選任を行いたいと思います。

国民健康保険法施行令第5条第1項の規定により、会長の選任は公益代表の委員の中から、全委員による選挙とあります。

公益代表の4名の中で、どなたか会長をお願いできないでしょうか。

どなたもお見えにならないようですので、どなたか推薦をお願いします。

委員

久米賢治さんはどうでしょうか。

事務局

ただいま、久米賢治委員が推薦されましたが、いかがでしょうか。

～異議なしの声、多数あり～

事務局

異議がないようですので、久米委員に会長をお願いしたいと思います。久米会長、席の移動をお願いします。

それでは、東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第4条により、会長が議長となることから、以降の会議の取り回しを、久米会長にお願いします。久米会長、よろしくをお願いします。

会長

～あいさつ～

それでは、次第3の副会長の選任を行います。副会長の選任は、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、全委員による選挙とありますので、選挙により選任します。どなたか副会長をお願いできないでしょうか。

どなたもお見えにならないようですので、どなたか推薦をお願いします。

委員

前の任期に務められた鈴木元春委員をお願いしてはいかがでしょうか。

会 長

鈴木元春委員、推薦がありましたが、いかがでしょうか。

委員

はい。私でよろしければお受けいたします。

会 長

ただ今、鈴木元春委員から承諾をいただきましたが、皆様ご異議はございませんか。

～異議なしの声、多数あり～

会 長

それでは、鈴木元春委員に副会長をお願いいたします。

つづきまして、次第4の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、協議会規則第9条により、会長が指名することとなっていますので、私が指名いたします。前田吉昭委員、酒井啓委員をお願いします。

会 長

それでは、議題にはいります。次第5、報告事項「平成30年度国民健康保険事業特別会計決算（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、平成30年度国民健康保険事業特別会計決算（案）について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。平成31年4月1日現在の「国民健康保険及び介護保険の加入状況」です。

表の左から、東浦町の人口50,045人、世帯数20,453世帯です。表の中央、国民健康保険被保険者数です。一般9,821人、退職17人、総数9,838人、世帯数は6,034世帯です。介護保険の対象者は40歳以上65歳未満で、被保険者数2,882人、世帯数2,411世帯です。

続きまして、「2 国民健康保険及び介護保険の被保険者数及び世帯数の推移」です。

平成 28 年度から令和元年度の、各年 4 月 1 日現在の状況を表記してあります。また、その下は、人口及び被保険者総数の推移をグラフで表記したものです。

被保険者数は平成 28 年度以降、減少傾向にあります。特に、退職者数については、大幅に減少となっています。理由としましては、平成 27 年 3 月末で退職者医療制度が廃止され、平成 27 年 4 月 1 日以降の新規適用者がなくなり、今後は、新規の退職者が発生いたしません。現在、退職者医療制度に該当している方は、65 歳の年齢到達により、一般被保険者へと順次切り替えとなっており、令和 2 年 3 月末を以て該当者がいなくなります。

2 ページをご覧ください。「3 国民健康保険税の徴収実績の状況」です。

平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間を表記いたしました。また、グラフでも推移がわかるようにしてあります。

平成 26 年度においては、現年課税分徴収率 93.3%、滞納繰越分徴収率は 25.2% だったものが、平成 30 年度には現年分 94.0%、滞納繰越分 25.1%と、現年分は増加し、滞納繰越分は減少しております。徴収率の向上を図るために、高額滞納者には、滞納整理機構による徴収を実施しています。

次に 3 ページをご覧ください。「4 決算額の概要」です。

平成 26 年度から平成 30 年度までの歳入総額、歳出総額、前年度比較を表記し、下のグラフに推移を表記いたしました。決算額は、この 3 年間は減少傾向にあります。平成 28 年度以降の減少の要因は、被保険者数の減少により、保険給付費等が減少したことによるものです。

4 ページをご覧ください。「5 科目別決算の状況」です。

歳入・歳出の科目別に、決算額、総額に占める構成比を表記してあります。平成 30 年 4 月から国民健康保険制度が広域化されたことに伴い、予算科目が大きく変更されたため、平成 30 年度のみ表記させていただきました。

なお、表の右側には、各予算科目ごとに決算額及び構成比をグラフ表記してあります。

平成 30 年度の歳入総額は 46 億 6,356 万 1 千円で、そのうち 5 分の 1 は、国民健康保険税が占めております。残りは主に県の交付金などです。

平成 30 年度の歳出総額は 43 億 9,832 万 8 千円で、そのうち 5 分の 3 を保険給付費が占めております。

それでは、5 ページをご覧ください。平成 30 年度の国民健康保険事業特別会計の歳入決算案でございます。

平成 30 年度の予算現額、決算額、参考としまして平成 29 年度の決算額、前年度との増減、前年比をそれぞれ予算科目ごとに載せてあります。

国民健康保険制度が広域化されたことに伴い、予算科目が大きく変更されたため、平成 30 年度の予算科目で表記させていただきました。

決算額について、主な科目のみ説明させていただきます。

科目 1、国民健康保険税は、9 億 8,931 万 4,647 円で、昨年度に比べ、7,197 万 2 千円余の減となっています。

科目 2、国庫支出金は、広域化に伴い過年度分の精算のみとなったため、収入はありませんでした。

科目 3、退職療養給付費等交付金は、広域化に伴い過年度分の精算のみとなったため、413 万 352 円でした。

科目 4、県支出金は、広域化に伴い、新たに保険給付費等交付金が創設され、29

億 5,373 万 5,945 円が交付されました。保険給付費等交付金には、保険給付に必要な費用が全額含まれています。

科目 5、繰入金は、3 億 422 万 4,825 円で、昨年度に比べ、3,180 万 7 千円余の増となっています。

以上、歳入合計 46 億 6,356 万 1,430 円で、昨年度に比べ 7 億 743 万 8 千円余の減となっています。

次に 6 ページをご覧ください。歳出決算案でございます。

国民健康保険制度が広域化されたことに伴い、予算科目が大きく変更されたため、平成 30 年度の予算科目で表記させていただきました。

主な科目のみ説明いたします。

科目 2、保険給付費は、29 億 3,596 万 9,622 円で、昨年度に比べ、5,114 万 5 千円余の減となっています。要因としては、被保険者数の減少によるものと考えられます。

科目 3 国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴い創設された納付金です。市町村に交付される保険給付費等交付金の財源とするため、県の算定に基づき、県に納付するもので、13 億 4,036 万 6,641 円の支出となりました。

以上、歳出合計 43 億 9,832 万 7,984 円で、昨年度に比べ 6 億 598 万 2 千円余の減となっています。

差引翌年度繰越見込額は、2 億 6,523 万 3,446 円、単年度収支は、1 億 145 万 6,337 円の赤字となっています。

次に 7 ページをご覧ください。保険者負担分の医療費経過表を作成し、3 か年度分を掲載しています。こちらは、参考としてご覧いただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、資料 1 国民健康保険事業特別会計決算案の説明を終わります。

会長

ありがとうございました。本件についてご質問、ご意見がありましたら、ご発言願います。

(発言なし)

ご意見が無いようでしたら、賛同ということでよろしいでしょうか。

～異議なしの声、多数あり～

会長

以上で質疑を終了します。

続きまして、「平成 30 年度特定健康診査実施結果について」事務局から説明をお願いします。

事務局

健康課から、平成 30 年度特定健康診査等の実施結果の報告について説明します。資料 2 をご覧ください。

特定健康診査等は、医療費延伸への対策として、メタボリックシンドロームの該

当者及び予備軍の減少を目的に、各医療保険者が実施することが義務づけられています。

1 ページ上段「東浦町の目標実施率等」をご覧ください。

平成 26 年度から平成 30 年度までの第 2 期実施計画上の目標実施率は、ご覧の表のとおりです。平成 30 年度から、第 2 期から第 3 期特定健康診査等実施計画に移行したことにより、目標実施率が変更となっています。平成 30 年度の目標実施率は、健康診査の実施率が 60%、保健指導の実施率が 60.9%でした。

中段、1「特定健康診査等目標達成率（法定報告）」をご覧ください。

平成 26 年度から平成 29 年度については、確定した国への法定報告となっており、平成 30 年度については、法定報告前であるため暫定的な数値となっています。例年、法定報告は暫定値と差が出ることから、平成 29 年度と平成 30 年度を一概に比較することはできませんが、特定健康診査の実施率は、2.4%減少しています。平成 30 年度の目標と実績の差は-3.0%です。保健指導の実施率については、5.6%の増加になっており、目標を達成することが出来ました。

次に、2「特定健康診査実績」をご覧ください。特定健康診査の対象は、年度末年齢が 40 歳から 74 歳までの東浦町国民健康保険加入者です。実施医療機関は、町内 15 医療機関にご協力いただき個別健診を行っています。実施期間は、6 月 1 日～8 月 10 日まででした。健診内容については、2 ページに記載されているとおりです。(6)実施状況については、健康課が実施した全て方の実績を記載しているため、先ほど説明した法定報告の受診率とは異なります。法定報告は、前年度 1 年以上国民健康保険へ加入している方が対象となっています。2 ページに記載している実施状況は中途加入者も含む実施率です。平成 30 年度の全体の受診率は、57.0%です。

続きまして、3 ページ上段をご覧ください。平成 30 年度特定健康診査年代別受診率です。

40 歳から 74 歳までの受診率を 5 歳刻みで表示しています。毎年の傾向として、若い世代ほど受診率は低い状況となっています。この状況は継続して起こっている本事業の課題となっています。

次に中段、3「特定保健指導実績」をご覧ください。特定保健指導は、特定健康診査の結果に基づき、メタボリックシンドロームの方、及びその予備軍の方へ生活習慣等の指導を行うものです。

特定保健指導の対象となる基準を 3 ページ中段に記載してありますのでご覧ください。

特定保健指導の内容としては、メタボリックシンドロームに該当する方には、(2)アの積極的支援をおこないます。3 か月から 6 か月間、何度か保健センターの保健師または管理栄養士が電話及び面接等で状況を確認しながら、継続的に保健指導を実施します。

メタボリックシンドローム予備軍に該当する方は、動機づけ支援として、半田市医師会健康管理センターへ委託をして集団形式にて実施しました。

次に 4 ページをご覧ください。(3) 保健指導の実施状況です。

平成 30 年度の最終評価終了率は 66.0%で平成 29 年度の 62.3%より増加しています。なお、終了率向上の要因は、動機付け支援の実施率の向上と、平成 29 年度からの積極的支援の実施に際し、初回面接を結果返却と同時に行う方法に変更したことが挙げられると推測しています。

今年度も現在保健指導期間中ですが、引き続き指導率の向上に努めてまいります。

次に、4「目標に対する結果」をご覧ください。

(1)の特定健康診査は、57.0%と計画の目標を下回りましたが、県平均の40.2%より高い受診率を維持しています。

(2)の特定保健指導は、66.0%と目標値及び昨年度実績を上回り、かつ県平均より高い指導率でした。

次に、5「事業評価」についてです。受診者に対する特定保健指導対象者出現率は、特定健康診査の事業開始年度である平成20年の15.2%から平成29年度の10.4%へと減少しています。

今後も、生活習慣病対策として、及び健康への意識づけとして、特定健康診査及び保健指導を推進していきます。

次に5ページをご覧ください。6「令和元年度の取り組み」です。

平成30年度からの改善点の中で特に力を入れる部分は、先ほど課題としてお伝えした若年者の受診率向上を目的として(3)に記載をしました「特定健診受診前健康啓発事業」となります。

昨年度の本協議会でも少し触れさせていただきましたが、簡易な自己採血が行える検査キットを希望者に提供し、自身の健診結果を手軽に知ってもらうという取り組みを行い、次年度以降に控える特定健康診査への受診のきっかけや、受診勧奨を行う際のきっかけとする事業を平成30年度に引き続き令和元年度についても実施します。

事業の実施状況ですが、平成30年度の対象者80名中、このキットを使用し、血液検査を実施した方は8名でした。また、今年度、特定健康診査の受診に結び付いた方は3名となっています。特定健康診査の受診に結び付くような勧奨の方法や対象年齢を検討し、課題解決に向けた取り組みを行っていきます。

特定健康診査等の報告については、以上です。

会長

ありがとうございました。本件についてご質問等ございますか。

4ページの「目標に対する結果」で、特定健康診査は3パーセント下がりましたよね。だから指導率が上がったとは言えず、単純に分母が下がったのではないですか。あまり強調しないほうが良いのではないのでしょうか。

事務局

指導率、終了率は健診を受けた後の特定保健指導の対象となる方全てに対して指導が最後まで終えられたかどうかという割合になるので、その終了率が上がっているということにつきましては、実際に対象となる方に接触をして保健指導ができているという指標にはなるかと思います。

会長

続きまして、「糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて」事務局から説明をお願いします。

事務局

糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて説明させていただきます。資料3をご覧ください。

糖尿病につきましては、全国的に患者数の増加が課題となっているところですが、このような中、東浦町におきましては、平成 28 年度から糖尿病性腎症重症化予防についての取組みを実施しています。

取組みの内容、事業の実施の流れについては、1 ページ記載の通り「(1) 糖尿病未治療者の受診勧奨」と「(2) 糖尿病治療者の保健指導」に分けて行っております。

「(1) 糖尿病未治療者の受診勧奨」の対象者は、40 歳以上で町の特定健康診査受診者のうち、結果から、糖尿病性腎症 1 期から 4 期に該当する国保、後期高齢被保険者に対し行い、糖尿病未治療者に、受診勧奨・保健指導を行うものです。

2 ページの「平成 30 年度糖尿病性腎症重症化予防事業 実施状況について」をご覧ください。

特定健康診査の結果から糖尿病性腎症 1 期から 4 期の対象者 26 名のうち、国保加入者 14 名に対し訪問や電話での受診勧奨を行った結果、7 名の受診に繋がりました。

糖尿病性腎症重症化予防プログラムについては、令和元年度も同様に取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、資料 3 糖尿病性腎症重症化予防プログラムについての説明を終わります。

会 長

透析率を下げるとのことですね。

本件についてご質問がありましたら発言をお願いします。

事務局

一度透析に入ってしまうと、以後、継続しなければならなくなり、多い方ですと一か月に 100 万円ほどの医療費がかかる場合がございます。透析の場合は限度額証の提示により自己負担が 1 万円から 2 万円までになります。それを超えた部分につきましては健康保険ですべて負担しなければならないので、医療費の削減に繋げるために取り組んでおります。

会 長

町として、目に見えてどれだけ減ったかということは分かっているのですね。

事務局

増加を抑制するという意味で行っております。

会 長

他には、何かご質問等ございますか。

(発言なし)

ないようですので、本日の議題を終了させていただきます。続きまして、事務局から何か連絡事項はありますか。

事務局

東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催は、例年、今回の 8 月と翌

年の2月の2回の開催としておりますが、今年度は、令和2年度の国民健康保険税の税率の見直を行いますことから、見直しにより税率改正を行う場合は、国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問を行い、答申を受けなければなりません。

税率改正は愛知県が示す令和2年度の納付金の額を勘案し決定いたします。納付金額の仮算定数値が示されるのが11月下旬頃、確定値が示されるのは、1月中旬頃になることから12月から1月下旬頃に国民健康保険事業の運営に関する協議会で諮問する予定です。

なお、税率改正を行わない場合でも、令和2年度に賦課限度額の引き上げを行う予定としていますので、年3回の開催を予定しておりますので合わせてよろしくお願いします。事務局からは以上です。

会 長

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。委員のみなさまには、慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

2時10分閉会